

B型・C型肝炎ウイルス陽性者の方の

初回精密検査費用・定期検査費用(年1回) を助成しています。

平成26年6月2日から
受付を開始します。

	初回精密検査	定期検査
対象となる方 (全ての要件にあてはまる方が対象となります。)	県内に住民票がある方で、 ○1年以内に県または市町の 〔・特定感染症検査等事業〕 〔・健康増進事業〕 の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方	県内に住民票がある方で、 ○〔・慢性肝炎〕 〔・肝硬変〕患者 〔・肝がん〕 (治療後の経過観察期間の方も含みます。) ○住民税非課税世帯に属する方 ○「肝炎治療受給者証」を持っていない方
	○「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」への登録に同意された方	
	<p>「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」とは・・・</p> <p>B型・C型肝炎ウイルス陽性者の方に登録いただき、県が登録者に対し、受診勧奨、情報提供を行い、適切な肝炎治療に繋げることで、肝がんによる死亡者数の減少を目的とした事業です。</p> <p>必要事項を記入した「登録同意書」と「受診調査票」を持って医療機関※₁を受診することで登録できます※₂。</p> <p>※₁県と本業務の契約を締結している医療機関(県ホームページに掲載)に限られます。不明の場合は申請窓口または県薬務課へお尋ねください。</p> <p>※₂本助成制度の申請にあたっては、登録確認のため、肝疾患専門医療機関が記入した「受診調査票」(同意書保管用)の写しが必要です。</p>	
助成の内容	検査を受けられた方の次の費用を助成します。 (医療機関でお支払いいただいた後、本申請により、対象費用を払い戻します※ ₃ 。) ○初診料(再診料) ○ウイルス疾患指導料 ○検査費用※ ₄ ※ ₃ 助成対象とならない費用を除外して算定するため、申請額と支給額が異なる場合があります。また、保険者や医療機関への確認を要するため、入金まで4ヶ月程度要します。 ※ ₄ 対象となる検査費用の詳細については申請窓口または県薬務課へお尋ねください。	
申請手続	○初回精密検査または定期検査を受検、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」へ登録後に、申請書類を県薬務課または県保健所へ提出してください。 ○「初回精密検査」は肝炎ウイルス検査結果通知日から1年以内、「定期検査」は定期検査を受けてから1年以内の申請が必要です。 ○申請書、添付書類等は県薬務課、県保健所等で配布しています。 詳しくは裏面の「申請に必要な書類について」をご覧ください。	

お問い合わせ先 **最寄りの県保健所(支所)担当窓口又は
広島県健康福祉局薬務課 (裏面をご覧ください。)**

担 当 窓 口

保健所等名	担当課	所管区域	所在地	電話番号
広島県庁	薬務課	県内全域	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3078
西部保健所	保健課	大竹市, 廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
西部保健所 広島支所	保健課	安芸高田市, 安芸郡, 山県郡	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1F	082-513-5526
西部保健所 呉支所	厚生保健課	呉市, 江田島市	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所	保健課	竹原市, 東広島市, 豊田郡	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部保健所	保健課	三原市, 尾道市, 世羅郡	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
東部保健所 福山支所	保健課	福山市, 府中市, 神石郡	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
北部保健所	保健課	三次市, 庄原市	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

※所管区域以外でも、申請可能です。

申 請 に 必 要 な 書 類

	初回精密検査	定期検査
申請に 必要な 書類	① 肝炎等検査費用（初回精密検査・定期検査）支給申請書（別紙様式第1号） ② 肝炎等検査費用助成に係る医療費確認書（別紙様式第2号） ③ 検査を受けた医療機関が発行した領収書 ④ 検査を受けた医療機関が発行した医療内容, 保険点数等が記載された書類（診療明細書） ⑤ 肝疾患専門医療機関が記入した「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票」（同意者保管用）の写し ⑥ 検査費用振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等）	⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全員の記載のある住民票の写し（市（区）役所, 町役場で発行されたもの。コピーされたものは不可。） ⑨ 世帯全員の住民税非課税証明書（乳幼児や義務教育年齢期間にある者の証明書の提出は不要） (1) 1月から5月までに交付申請を行うときは, 当該申請月の属する年の前年度分 (2) 6月から12月までに交付申請を行うときは, 当該申請月の属する現年度分
	⑦ 肝炎ウイルス検査結果通知書の写し	

※上記①および②の書類については、上記担当窓口で配布しています。定期検査費用の⑧及び⑨の書類については、お住まいの市区役所, 町役場で発行しています。